

役員候補選考規程

2021年5月31日制定

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人学校図書館実践活動研究会（以下「この法人」という。）の定款第13条第1項の規定に基づき、この法人の役員候補の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(候補者の範囲)

第2条 理事は、理事会において、理事候補が一つの地域に偏りのないよう全国各地から役員候補を選考する。

2 第1項による選考のほか、この法人の目的、事業の遂行に適する教育機関の関係者、学識経験者、子供の健全育成の関係者を候補とすることができる。

(選考基準)

第3条 理事の候補者の選考基準は、次のとおりとする。

- ① この法人の正会員であること。
- ② 子どもの教育に関心が高く、教育活動の実践経験があり、教育に関する幅広い知識、技能を有すること。
- ③ 理事にふさわしい人格、見識を有すること。
- ④ この法人の活動に対する意欲があり、積極的に活動していること。
- ⑤ この法人の事業を分掌する能力を有すること。
- ⑥ この法人の事業の企画、運営、参加ができること。

(監事の選考基準)

第4条 監事の候補者の選考基準は、次の通りとする。

- ① 子どもの教育に関心が高く、教育に関する幅広い智識があること。
- ② 監事にふさわしい人格、見識を有すること。
- ③ この法人の目的、事業及び活動に理解があること。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2021年5月31日より施行する。